

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年9月10日から平成26年9月26日

2 監査の対象

(1) 対象部課

危機管理局危機管理課

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 危機管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約が散見された。

(イ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項、支払の遅延に対する遅延利息や支払の時期が明記されていないものがあった。

(ウ) 土地賃貸借契約書には転貸禁止の条項があるが、転貸がされていた。また、転貸借地料が財産貸付収入として歳入されていた。

(エ) 土地賃貸借契約において、自動更新条項が規定されているものが散見された。また、契約期間の記載がなく契約効力の生ずる日のみ記載されている契約があった。

(オ) 土地賃貸借契約書に記載されている土地の面積が実際に借上げた面積と異なっていた。

イ 補助金交付事務において、交付決定前に着手した事業について補助対象として認め補助金を支払っていた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

ウ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあつた。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。